

## 平成22年度さいたま市水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 平成22年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給 水 件 数	559,930 件
(2)年 間 総 給 水 量	135,515,470 m <sup>3</sup>
(3)一 日 平 均 給 水 量	371,275 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	7,761,669 千円

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道事業収益	32,117,581 千円	
第1項 営 業 収 益	32,031,534 千円	
第2項 営 業 外 収 益	85,912 千円	
第3項 特 別 利 益	135 千円	
	支 出	
第1款 水道事業費用	28,183,547 千円	
第1項 営 業 費 用	25,870,618 千円	
第2項 営 業 外 費 用	2,264,092 千円	
第3項 特 別 損 失	28,837 千円	
第4項 予 備 費	20,000 千円	

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,687,997 千円は、減債積立金 832,674 千円、過年度分損益勘定留保資金 873,954 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,281,675 千円、繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金処分額 4,300,724 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 398,970 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,530,636 千円
第1項 企業債	1,181,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	1,250,550 千円
第3項 補助金	99,086 千円

支 出

第1款 資本的支出	16,218,633 千円
第1項 建設改良費	10,812,218 千円
第2項 償還金	5,396,415 千円
第3項 予備費	10,000 千円

( 債務負担行為 )

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水ポンプ更新事業	平成23年度	129,465 千円
水道料金等徴収業務委託	平成23年度から平成25年度まで	513,351 千円
監視制御装置賃貸借	平成23年度から平成27年度まで	167,405 千円

( 企業債 )

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	1,181,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職員給与費 4,337,786 千円

( 2 ) 交際費 425 千円

( 利益剰余金の処分 )

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 4,300,724 千円は、次のとおり処分するものと定める。

( 1 ) 減債積立金 4,300,724 千円

( たな卸資産購入限度額 )

第10条 たな卸資産の購入限度額は、483,850 千円と定める。

平成22年2月9日 提出

さいたま市長 清水 勇 人